

2025.10.11

UBS 公益・金融社債ファンド

(年1回決算型・為替ヘッジあり) 愛称: わかば年1
追加型投信／内外／債券

◆この目論見書により行なう「UBS 公益・金融社債ファンド (年1回決算型・為替ヘッジあり)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を 2025 年 10 月 10 日に関東財務局長に提出しており、2025 年 10 月 11 日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2025 年 10 月 10 日
発行者名	: UBS アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 キース・トゥルーラブ
本店の所在の場所	: 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー
有価証券届出書 (訂正届出書を含みます。) の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	36
第3【ファンドの経理状況】	41
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	66
第三部【委託会社等の情報】	67
約款	

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

- UBS 公益・金融社債ファンド（年1回決算型・為替ヘッジあり）
- ・以下「ファンド」といいます。また「年1回決算型・為替ヘッジあり」ということがあります。
 - ・愛称として「わかば年1」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

7,000 億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

- 取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

- 販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。
- ・販売会社における申込手数料率は 2.2%（税抜 2.0%）が上限となっております。

(6)【申込単位】

- 1 円または 1 口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
- ※詳しくは、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

- 2025 年 10 月 11 日から 2026 年 4 月 10 日までとします。
- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先 ＜UBS アセット・マネジメント株式会社＞ ホームページアドレス： https://www.ubs.com/japanfunds/ 電 話 番 号：03-5293-3700（営業日の 9:00-17:00）

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

UBS 公益・金融社債マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指します。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (含む日本)		
	年 2 回			
	年 4 回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
	年 12 回 (毎月)	欧州		
	年 12 回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(債券 社債))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令 480 号)第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1 日本を含む世界の投資適格*の「公益・金融」企業の発行する社債を実質的な投資対象とします。

・当ファンドが投資対象とするマザーファンドの運用は、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドが行います。

※当ファンドが投資対象とするマザーファンドは、BBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資します。BB格相当以下の銘柄の購入は行いませんが、購入後の格下げ等を理由に一部、BB格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合があります。

◎「公益・金融」企業の魅力

- ・「公益・金融」企業とは、私たちの社会基盤となる、生活に不可欠な公共サービスを提供する企業です。
- ・「公益・金融」企業は、その多くは収益が長期的に安定しており、財務基盤が比較的しっかりしています。
- ・「公益・金融」企業が発行する社債には、信用力(格付)が高いものが多く存在します。



当ファンドの「公益」とは…電力・水道などに加え、通信・エネルギー・運輸も、生活に不可欠な公共サービスを提供する業種として「公益」と考えます。

■投資環境が変わる中であっても、「公益・金融」サービスの必要性は変わりません。

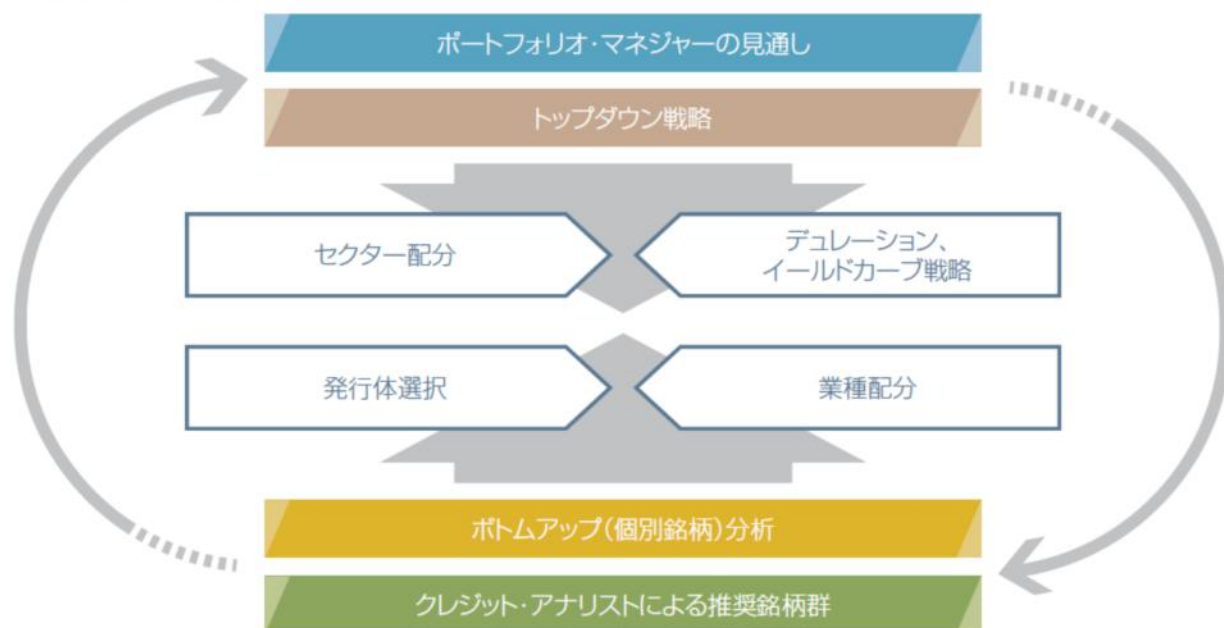
2 原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

- ・当ファンドは、実質的に投資を行う外貨建資産について、原則、対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。

3 年1回決算を行います。

- ・毎年7月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。収益分配金は、市況動向等を勘案して委託会社が決定しますが、分配を行わない場合もあります。

◎ 運用プロセス



2025年7月末現在

◎ 当ファンドの仕組み

[ファミリーファンド方式について]

当ファンドは「UBS公益・金融社債マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※マザーファンドの運用にあたっては、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

- ・委託先名称：UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド (UBS Asset Management (UK) Ltd)
- ・委託の内容：有価証券等および通貨の運用

◎ 主な投資制限

- ・ 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券等に限るものとします。
- ・ 投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・ デリバティブ取引の利用は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

◎ 分配方針

毎決算時(毎年7月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)と売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

- ・ 1 兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

・ファンドの信託契約締結、運用開始

The diagram illustrates the corporate structure and relationships for the UBS Public Financial Bonds Fund. At the top is the **ファンド** (Fund), specifically the **UBS公益・金融社債ファンド (年1回決算型・為替ヘッジあり)**. Below it is the **マザーファンド** (Mother Fund), the **UBS公益・金融社債マザーファンド**. The fund is managed by the **委託会社** (Trustee/Manager), **UBSアセット・マネジメント株式会社**, which handles tasks like investment strategy and reporting. It is advised by the **投資顧問会社** (Investment Advisor), **UBSアセット・マネジメント (UK) リミテッド**, which provides guidance on investment limits. The fund is sold through the **販売会社** (Sales Company), **三菱UFJ信託銀行株式会社**, which manages the distribution and delivery of reports. The **受託会社** (Trustee), also **三菱UFJ信託銀行株式会社**, oversees the fund's assets and calculations. Finally, the **投資家 (受益者)** (Investors/Beneficiaries) are at the bottom, receiving returns from the fund.

```

graph TD
    Fund[UBS公益・金融社債ファンド  
(年1回決算型・為替ヘッジあり)] --> MotherFund[UBS公益・金融社債マザーファンド]
    MotherFund --> Trustee[委託会社  
UBSアセット・マネジメント株式会社]
    Trustee --> Investor[投資家 (受益者)]
    Trustee <--> |※2 証券投資  
信託契約| Trustee2[受託会社  
三菱UFJ信託銀行株式会社]
    Trustee <--> |※3 運用の指図に関する  
権限の委託契約| Advisor[投資顧問会社  
UBSアセット・マネジメント (UK) リミテッド]
    Trustee2 <--> |※1 募集の取扱いなどに  
関する契約| Sales[販売会社  
三菱UFJ信託銀行株式会社]
    Sales --> Investor
    
```

ファンド
UBS公益・金融社債ファンド
(年1回決算型・為替ヘッジあり)

マザーファンド
UBS公益・金融社債マザーファンド

委託会社
UBSアセット・マネジメント株式会社
・信託財産の運用指図
・目論見書および運用報告書の作成 など

受託会社
三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
・信託財産の管理・保管
・信託財産の計算 など

販売会社
・募集の取扱いおよび販売
・解約金、収益分配金および償還金の取扱い
・目論見書および運用報告書の交付 など

投資顧問会社
UBSアセット・マネジメント (UK) リミテッド
・マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドを運用 (投資一任)

投資家 (受益者)

※1 募集の取扱いなどに関する契約

※2 証券投資信託契約

※3 運用の指図に関する権限の委託契約

※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2025 年 7 月末現在）

1) 資本金

2,200 百万円

2) 沿革

1996 年 4 月 1 日 : ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
 1998 年 4 月 28 日 : ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
 2000 年 7 月 1 日 : ユービーエス・ブリンソン投資顧問株式会社と合併し、
 ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2002 年 4 月 8 日 : ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2015 年 12 月 1 日 : UBS アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2024 年 4 月 2 日 : クレディ・スイス証券株式会社から事業譲渡により一部業務を継承

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
UBS アセット・マネジメント・ エイ・ジー	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600 株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ① マザーファンドへの投資を通じて、主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行います。ただし、マザーファンドは、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
- ② マザーファンドを通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付け機関より BBB-/Baa3 以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。
- ③ 実質外貨建資産については、原則として対円でヘッジすることにより為替変動リスクの低減を図ります。
- ④ 信託財産のリスク軽減、流動性確保のため、先物取引、オプション、スワップ等のデリバティブ取引を行うことがあります。
- ⑤ マザーファンドの組入れについては、高位を維持することを基本とします。
- ⑥ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

<UBS 公益・金融社債ファンド（年 1 回決算型・為替ヘッジあり）>

UBS 公益・金融社債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

1) 特定資産

- イ) 有価証券
- ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に掲げるものをいい、約款第 21 条、第 22 条および第 23 条に定めるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- ハ) 約束手形（金融商品取引法第 2 条第 1 項 15 号に掲げるものを除きます。）

ニ) 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として UBS アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるUBS公益・金融社債マザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券等
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
 - 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 8) コマーシャル・ペーパー
 - 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
 - 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 11) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 12) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 13) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 - 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 15) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 - 16) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 17) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 18) 外国の者に対する権利で17)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券および9)の証券または証書のうち1)の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から7)までの証券および9)の証券または証書のうち2)から7)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、10)および11)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、外国為替予約の指図、資金の借入れを行うことができます。

<UBS 公益・金融社債マザーファンド>

主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行います。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

1) 特定資産

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に掲げるものをいい、約款第 19 条、第 20 条および第 21 条に定めるものをいいます。）に係る権利

ハ) 約束手形（金融商品取引法第 2 条第 1 項 15 号に掲げるものを除きます。）

ニ) 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券等

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）

7) 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

8) コマーシャル・ペーパー

9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8) の証券または証書の性質を有するもの

10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

11) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

12) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）

13) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

15) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

16) 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）

17) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

18) 外国の者に対する権利で 17) の有価証券の性質を有するもの

なお、1) の証券および 9) の証券または証書のうち 1) の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 7) までの証券および 9) の証券または証書のうち 2) から 7) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、10) および 11) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

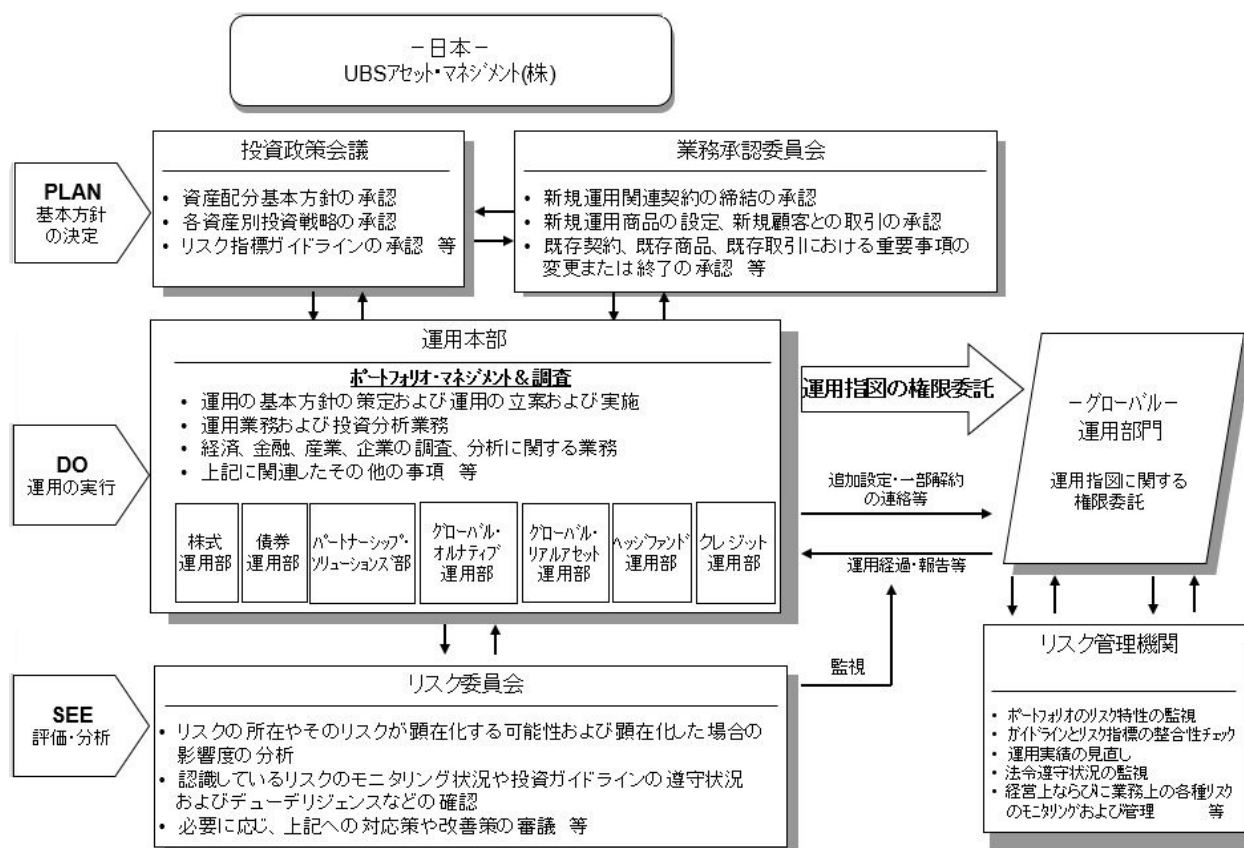
先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、外国為替予約の指図を行うことができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要
 <UBS 公益・金融社債マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行います。
投資方針	① 主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行います。ただし、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。 ② 公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より BBB-/Baa3 以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。 ③ 外貨建資産については、原則として円に対する為替ヘッジを行いません。 ④ 信託財産のリスク軽減、流動性確保のため、先物取引、オプション、スワップ等のデリバティブ取引を行うことがあります。 ⑤ UBS アセット・マネジメント（UK）リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。 ⑥ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とし、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券等に限るものとします。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。 ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。 ④ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。 ⑤ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）の利用は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑥ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	UBS アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ 信託銀行株式会社

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



<運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（10～15名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

<内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織>

投資政策会議:

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策会議を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策会議は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会:

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長またはホールセール本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、企画管理部長またはその代理の10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

経営委員会が直接所管する統合運用リスクを除き、経営上ならびに業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況やデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。なお、統合運用リスクについては経営委員会への報告のためリスク委員会にて定期的なモニタリングを行います。リスク委員会は、原則としてジャパン・オペレーティング・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、機関投資家営業本部長、ホールセール本部長、UBS パートナー部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、人事部長、企画管理部長、テクノロジー部長の 14 名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

※上記の運用体制は、2025 年 7 月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（毎年 7 月 10 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）と売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、上記 1) の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
- 3) 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※各コースの詳細については、「第 2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等 （2）コースの選択」をご参照下さい。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

① 約款に定める投資制限

<UBS 公益・金融社債ファンド（年 1 回決算型・為替ヘッジあり）>

- 1) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とし、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券等に限るものとします。
- 2) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- 3) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- 4) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- 5) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）の利用は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 6) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 投資する株式等の範囲
- イ) 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
 - ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 9) 先物取引等の運用指図
- イ) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
 - ロ) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ハ) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 10) スワップ取引の運用指図
- イ) 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ニおよび第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 11) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図
- イ) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - ホ) 11)において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

へ) 11) において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下 11) において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下 11) において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ト) 11) において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

12) 有価証券の貸付の指図および範囲

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

ロ) イ) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

13) デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に、必要と認められる場合には、制約されることがあります。

15) 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

16) 資金の借入れ

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金の手当て（一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払い資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ) 一部解約に伴う支払い資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%の範囲内とします。

ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<UBS 公益・金融社債マザーファンド>

- 1) 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とし、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券等に限るものとします。
- 2) 投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- 3) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- 4) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- 5) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）の利用は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 6) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 投資する株式等の範囲
 - イ) 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
 - ロ) イ) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 9) 先物取引等の運用指図
 - イ) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
 - ロ) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ハ) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 10) スワップ取引の運用指図
 - イ) 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ニおよび第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものをいいます。）等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 11) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図
 - イ) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、約款第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ) 11) において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ) 11) において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下 11) において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下 11) において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ト) 11) において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

12) 有価証券の貸付の指図および範囲

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

ロ) イ) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

13) デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に、必要と認められる場合には、制約されることがあります。

15) 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 法令による投資制限

1) 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

2) デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行いません。

3) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる内容とした運用を行いません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行いますので、実質組入債券の価格の下落や当該債券の発行体の財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

① 公社債に関する価格変動リスク

当ファンドは公社債へ投資を行います。公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、公社債の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

1) 金利変動リスク

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。

2) 信用リスク

公社債の価格は発行体の信用力の変化によっても変動します。公社債の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行（デフォルト、元利金の支払いが期日までに行われないこと）が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、公社債の価格は大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け、大きく下落することがあります。

② カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

③ 為替変動リスク

組入資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該組入資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該組入資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

なお、一部の通貨に対しては先進主要国通貨等の他通貨を用いた代替ヘッジを行うことがあります。その場合、為替ヘッジ効果が得られない可能性や、円と当該他通貨との為替変動の影響を受ける可能性があります。

<その他の留意点>

① 買付および換金申込に係る制限

- ・買付または換金の申込日が、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、当該買付または換金のお申込は受付けません。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、買付および換金のお申込の受付を中止することおよび既に受付けた当該各お申込を取り消すことがあります。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

② クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

③ 分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

④ 流動性リスクに関する留意点

当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

＜投資信託に関する一般的なリスク＞

- ・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

＜投資信託に関する一般的な留意事項＞

- ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。
- ・銀行等の登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(2) リスク管理体制

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的に開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。

また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

※上記体制は 2025 年 7 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2020年8月末～2025年7月末

(%)

100
80
60
40
20
0
-20
-40
-60

■ 最大値 (当ファンド) ■ 最大値
■ 最小値 (当ファンド) ■ 最小値 ◇ 平均値

当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

資産	最大値 (当ファンド)	最大値	最小値 (当ファンド)	最小値	平均値
当ファンド	10	-5	-20	-15	-5
日本株	42	15	-5	-10	15
先進国株	60	22	-5	-10	22
新興国株	63	15	-10	-15	15
日本国債	-5	-5	-5	-5	-5
先進国債	15	5	-5	-10	5
新興国債	20	8	-5	-10	8

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は2.2%（税抜2.0%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.15%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.155%（税抜1.05%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（税抜年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.05%	0.50%	0.50%	0.05%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※マザーファンドの投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

① 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産から支弁します。

② 売買委託手数料等

組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等および先物取引・オプション取引等に要する費用等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産から支弁します。

③ 監査費用

信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

④ その他の諸費用

以下の諸費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、前記③および④の1. から6. の費用等の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率 0.10%を上限とする額を、かかる費用等の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限としてファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る費用等の年率を見直し、これを変更することができます。

前記③および④の1. から6. 費用等は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用等は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

⑤ 上記①から④の費用のうち、主要なものを対価とする役務の内容は以下のとおりです。

1. 監査費用：監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
2. 印刷費用等：法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用（EDINET 含む）等
3. 売買委託手数料：有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
4. 保管費用：海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用

※前記①および②の費用は、マーケット状況、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

なお、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISA は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISA をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

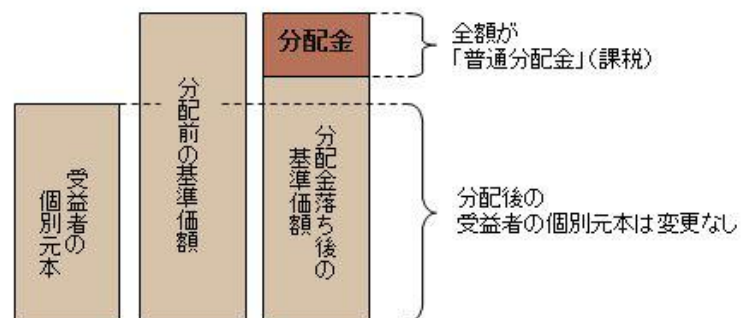
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

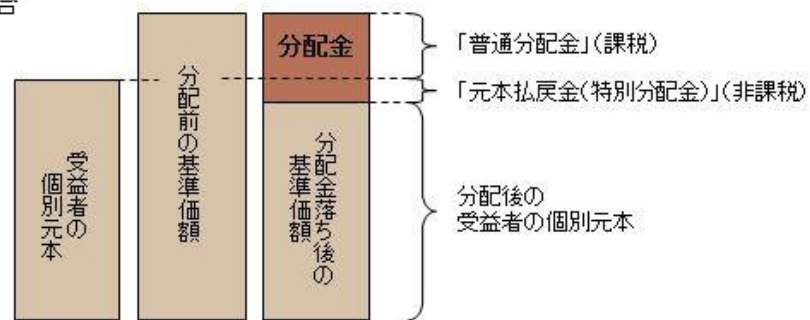
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2025 年 7 月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

対象期間: 2024年7月11日~2025年7月10日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.26%	1.16%	0.10%

(注1) 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

(注2) 上記の費用には、マザーファンドが支払った費用を含みます。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

【UBS 公益・金融社債ファンド（年1回決算型・為替ヘッジあり）】

以下の運用状況は 2025 年 7 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	781,605,254	100.32
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△2,482,352	△0.32
合計（純資産総額）		779,122,902	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	UBS 公益・金融社債マザーファンド	286,522,693	2.6730	765,875,159	2.7279	781,605,254	100.32

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.32
合計	100.32

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

（為替予約）

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （％）
為替予約取引	米ドル	売建	3,503,000.00	511,416,982	521,715,101	△66.96
	カナダ・ドル	売建	352,000.00	37,861,190	37,940,390	△4.87
	ユーロ	売建	1,081,000.00	185,691,477	184,349,307	△23.66
	イギリス・ポンド	売建	184,000.00	36,347,360	36,314,626	△4.66

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第3計算期間末（2016年7月11日）	35	35	1.1303	1.1303
第4計算期間末（2017年7月10日）	23	23	1.1184	1.1184
第5計算期間末（2018年7月10日）	226	226	1.0953	1.0953
第6計算期間末（2019年7月10日）	512	512	1.1565	1.1565
第7計算期間末（2020年7月10日）	875	875	1.2249	1.2249
第8計算期間末（2021年7月12日）	1,509	1,509	1.2475	1.2475
第9計算期間末（2022年7月11日）	1,013	1,013	1.0466	1.0466
第10計算期間末（2023年7月10日）	1,001	1,001	0.9933	0.9933
第11計算期間末（2024年7月10日）	902	902	1.0036	1.0036
第12計算期間末（2025年7月10日）	782	782	1.0044	1.0044
2024年7月末日	865	—	1.0099	—
8月末日	873	—	1.0229	—
9月末日	876	—	1.0329	—
10月末日	850	—	1.0077	—
11月末日	853	—	1.0138	—
12月末日	836	—	0.9952	—
2025年1月末日	827	—	0.9988	—
2月末日	836	—	1.0090	—
3月末日	821	—	0.9999	—
4月末日	816	—	1.0009	—
5月末日	809	—	0.9952	—
6月末日	788	—	1.0042	—
7月末日	779	—	1.0066	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第3期	2015年7月11日～2016年7月11日	0.0000
第4期	2016年7月12日～2017年7月10日	0.0000
第5期	2017年7月11日～2018年7月10日	0.0000
第6期	2018年7月11日～2019年7月10日	0.0000
第7期	2019年7月11日～2020年7月10日	0.0000
第8期	2020年7月11日～2021年7月12日	0.0000
第9期	2021年7月13日～2022年7月11日	0.0000
第10期	2022年7月12日～2023年7月10日	0.0000
第11期	2023年7月11日～2024年7月10日	0.0000
第12期	2024年7月11日～2025年7月10日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第3期	2015年7月11日～2016年7月11日	6.6
第4期	2016年7月12日～2017年7月10日	△1.1
第5期	2017年7月11日～2018年7月10日	△2.1
第6期	2018年7月11日～2019年7月10日	5.6
第7期	2019年7月11日～2020年7月10日	5.9
第8期	2020年7月11日～2021年7月12日	1.8
第9期	2021年7月13日～2022年7月11日	△16.1
第10期	2022年7月12日～2023年7月10日	△5.1
第11期	2023年7月11日～2024年7月10日	1.0
第12期	2024年7月11日～2025年7月10日	0.1

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第3期	2015年7月11日～2016年7月11日	10,822,717	35,022,536
第4期	2016年7月12日～2017年7月10日	7,122,441	16,933,842
第5期	2017年7月11日～2018年7月10日	216,539,636	31,419,439
第6期	2018年7月11日～2019年7月10日	402,765,040	165,957,784
第7期	2019年7月11日～2020年7月10日	445,398,071	174,195,336
第8期	2020年7月11日～2021年7月12日	661,907,238	166,179,751
第9期	2021年7月13日～2022年7月11日	192,609,057	434,391,185
第10期	2022年7月12日～2023年7月10日	177,514,803	137,922,807
第11期	2023年7月11日～2024年7月10日	134,323,269	243,468,187
第12期	2024年7月11日～2025年7月10日	33,690,150	152,909,760

(参考)

UBS 公益・金融社債マザーファンド

以下の運用状況は 2025 年 7 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	502,875,333	3.17
社債券	アメリカ	7,940,733,521	50.13
	イギリス	1,625,060,737	10.26
	オランダ	679,234,662	4.29
	カナダ	626,255,272	3.95
	オーストラリア	526,461,392	3.32
	イタリア	427,506,580	2.70
	ルクセンブルク	409,048,160	2.58
	フランス	358,599,478	2.26
	スペイン	355,278,836	2.24
	日本	342,843,255	2.16
	ドイツ	339,696,723	2.14
	ノルウェー	196,646,800	1.24
	アイルランド	121,740,696	0.77
	バミューダ	106,410,135	0.67
	ポーランド	84,011,561	0.53
	スイス	82,731,433	0.52
	ベルギー	79,457,696	0.50
	ケイマン	64,816,217	0.41
	香港	62,741,559	0.40
	スウェーデン	57,198,830	0.36
	ジャージー	51,319,008	0.32
	ギリシャ	51,167,202	0.32
	ニュージーランド	45,414,325	0.29
	チェコ	35,100,053	0.22
	オーストリア	34,263,719	0.22
	韓国	29,872,024	0.19
	インド	26,201,886	0.17
	小計	14,759,811,760	93.17
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	578,824,515	3.65
合計（純資産総額）		15,841,511,608	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.875%	3,000,000	14,597.62	437,928,615	14,574.27	437,228,349	3.875	2033/8/15	2.76
アメリカ	社債券	PLAINS ALL AMER 5.95%	1,710,000	15,295.96	261,561,085	15,296.44	261,569,204	5.95	2035/6/15	1.65
アメリカ	社債券	AT&T INC 4.35%	1,300,000	14,906.20	193,780,662	14,889.90	193,568,778	4.35	2029/3/1	1.22
アメリカ	社債券	VERIZON COMM INC 2.55%	1,313,000	13,351.56	175,306,094	13,363.98	175,469,075	2.55	2031/3/21	1.11
アメリカ	社債券	XCEL ENERGY INC 4.8%	1,300,000	12,852.16	167,078,143	12,931.27	168,106,580	4.8	2041/9/15	1.06
アメリカ	社債券	FLORIDA PWR & LT 3.8%	1,170,000	12,062.25	141,128,376	12,195.53	142,687,718	3.8	2042/12/15	0.90
アメリカ	社債券	META PLATFORMS 4.75%	900,000	14,891.59	134,024,367	14,897.14	134,074,304	4.75	2034/8/15	0.85
アメリカ	社債券	VIRGINIA EL&PWR 3.8%	900,000	14,797.87	133,180,898	14,781.14	133,030,322	3.8	2028/4/1	0.84
アメリカ	社債券	WALT DISNEY CO 6.2%	800,000	16,584.41	132,675,289	16,603.68	132,829,488	6.2	2034/12/15	0.84
アメリカ	社債券	EVERSOURCE ENERG 1.65%	1,000,000	12,906.67	129,066,753	12,936.13	129,361,372	1.65	2030/8/15	0.82
アメリカ	社債券	COMCAST CORP 2.937%	1,500,000	8,678.24	130,173,660	8,605.88	129,088,313	2.937	2056/11/1	0.81
アメリカ	社債券	SEMPRA 6%	850,000	14,982.12	127,348,062	15,016.88	127,643,523	6	2039/10/15	0.81
アメリカ	社債券	AT&T INC 4.75%	980,000	13,008.92	127,487,483	12,981.13	127,215,135	4.75	2046/5/15	0.80
アメリカ	社債券	ERAC USA FINANCE 5.625%	830,000	14,777.65	122,654,526	14,795.03	122,798,828	5.625	2042/3/15	0.78
アメリカ	社債券	DUKE ENERGY CAR 4%	1,000,000	12,254.60	122,546,039	12,273.69	122,736,980	4	2042/9/30	0.77
イギリス	社債券	BARCLAYS PLC /VAR	700,000	17,236.77	120,657,391	17,277.11	120,939,793	3.543	2031/8/14	0.76
アメリカ	社債券	COMCAST CORP 3.95%	800,000	14,910.05	119,280,458	14,919.63	119,357,077	3.95	2025/10/15	0.75
アメリカ	社債券	SOUTHERN CO 3.25%	800,000	14,773.39	118,187,148	14,762.63	118,101,068	3.25	2026/7/1	0.75
アメリカ	社債券	NATL RURAL UTIL 3.7%	800,000	14,589.19	116,713,595	14,597.80	116,782,400	3.7	2029/3/15	0.74
イギリス	社債券	BP CAPITAL PLC /VAR /PER	650,000	17,099.75	111,148,432	17,096.34	111,126,234	3.25	9999/99/99	0.70
アメリカ	社債券	JPMORGAN CHASE /VAR	720,000	15,290.74	110,093,368	15,293.70	110,114,683	5.299	2029/7/24	0.70
アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GP /VAR	745,000	14,701.54	109,526,488	14,727.89	109,722,806	5.561	2045/11/19	0.69
アメリカ	社債券	BALTIMORE GAS 3.5%	1,000,000	10,883.37	108,833,750	10,923.71	109,237,113	3.5	2046/8/15	0.69
オランダ	社債券	WINTERSHALL FIN 4.357%	625,000	17,105.56	106,909,776	17,115.56	106,972,272	4.357	2032/10/3	0.68
アメリカ	社債券	BURLINGTON NORTH 5.4%	700,000	14,774.51	103,421,637	14,728.10	103,096,750	5.4	2041/6/1	0.65
オランダ	社債券	ENEL FIN INTL NV 7.5%	600,000	16,996.42	101,978,537	17,003.27	102,019,631	7.5	2032/10/14	0.64
イギリス	社債券	NAT GRD ELCT WM 5.75%	500,000	20,359.96	101,799,829	20,377.36	101,886,805	5.75	2032/4/16	0.64
日本	社債券	MITSUB UFJ FIN /VAR	660,000	15,279.18	100,842,610	15,424.10	101,799,097	5.615	2036/4/24	0.64

アメリカ	社債券	MONONGAHELA PWR 5.4%	700,000	14,453.89	101,177,299	14,473.66	101,315,624	5.4	2043/12/15	0.64
イタリア	社債券	TERNA RETE 1%	600,000	16,250.70	97,504,245	16,262.57	97,575,443	1	2028/10/11	0.62

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(注) 永久債の償還期限については、「9999/99/99」と表示しています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	3.17
社債券	93.17
合計	96.35

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移 (2025年7月31日現在)



※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものととして算出。

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

2021年7月	0円
2022年7月	0円
2023年7月	0円
2024年7月	0円
2025年7月	0円
設定来累計	0円

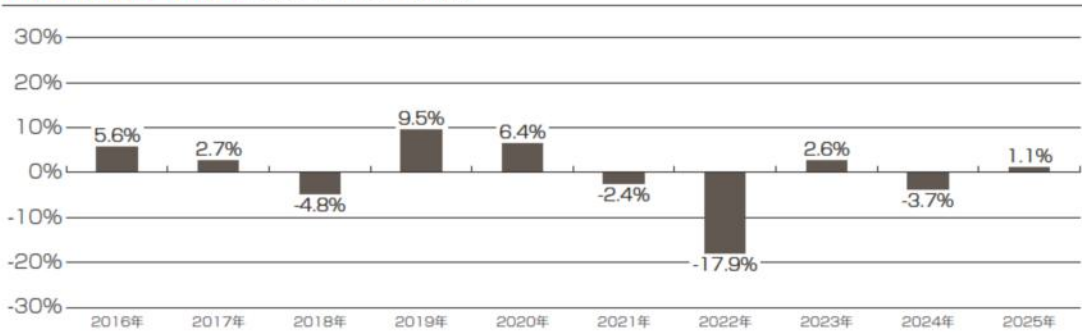
主要な資産の状況 (2025年7月31日現在)

組入上位10銘柄

銘柄名	償還期限	利率	国名または地域	投資比率
1 US TREASURY N/B 3.875%	2033年8月15日	3.875%	アメリカ	2.76%
2 PLAINS ALL AMER 5.95%	2035年6月15日	5.950%	アメリカ	1.65%
3 AT&T INC 4.35%	2029年3月1日	4.350%	アメリカ	1.22%
4 VERIZON COMM INC 2.55%	2031年3月21日	2.550%	アメリカ	1.11%
5 XCEL ENERGY INC 4.8%	2041年9月15日	4.800%	アメリカ	1.06%
6 FLORIDA PWR & LT 3.8%	2042年12月15日	3.800%	アメリカ	0.90%
7 META PLATFORMS 4.75%	2034年8月15日	4.750%	アメリカ	0.85%
8 VIRGINIA EL&PWR 3.8%	2028年4月1日	3.800%	アメリカ	0.84%
9 WALT DISNEY CO 6.2%	2034年12月15日	6.200%	アメリカ	0.84%
10 EVERSOURCE ENERG 1.65%	2030年8月15日	1.650%	アメリカ	0.82%

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に占める割合。
※ファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを100.32%組入れております。

年間収益率の推移 (2025年7月31日現在)



※2025年は年初から7月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものととして算出。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。また、＜分配金再投資コース＞を利用する場合は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（3）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（4）取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（5）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（6）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

※「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（7）申込単位（当初元本1口＝1円）

1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

※詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜UBS アセット・マネジメント株式会社＞

ホームページアドレス：<https://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

（8）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（9）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所*等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後 3 時 30 分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に 0.15% の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBS アセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<https://www.ubs.com/japanfunds/>

電 話 番 号：03-5293-3700（営業日の 9:00-17:00）

(6) 手取額

1 口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1 円または 1 口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

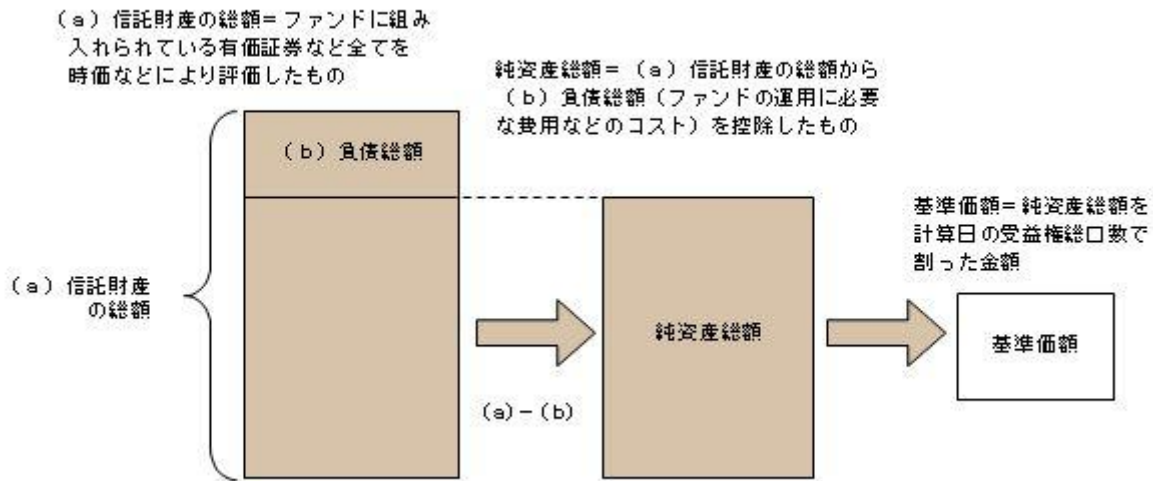
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇公社債（国内・外国）

原則として、基準価額計算日*における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

*外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBS アセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<https://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(2013年11月15日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年7月11日から翌年7月10日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了(繰上償還)

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。)
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

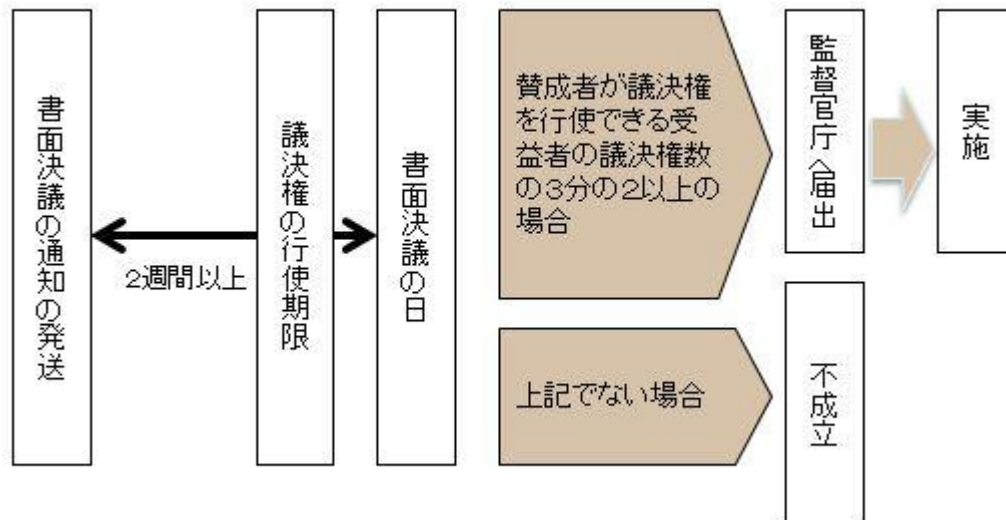
③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(以下「併合」といいます。)を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合(受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。)については、書面決議を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができするため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

< 書面決議の主な流れ >



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <https://www.ubs.com/japanfunds/>

⑦ 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間(2024年7月11日から2025年7月10日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年9月24日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS公益・金融社債ファンド（年1回決算型・為替ヘッジあり）の2024年7月11日から2025年7月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS公益・金融社債ファンド（年1回決算型・為替ヘッジあり）の2025年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【UBS 公益・金融社債ファンド（年1回決算型・為替ヘッジあり）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2024 年 7 月 10 日現在	当期 2025 年 7 月 10 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,151,694	8,157,387
親投資信託受益証券	917,500,023	775,802,473
派生商品評価勘定	1,043,356	2,420,692
未収入金	6,000,000	9,000,000
未収利息	2	78
流動資産合計	933,695,075	795,380,630
資産合計	933,695,075	795,380,630
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	25,671,489	3,594,862
未払解約金	2,913	3,798,577
未払受託者報酬	264,397	222,278
未払委託者報酬	5,287,796	4,445,445
その他未払費用	399,916	332,597
流動負債合計	31,626,511	12,393,759
負債合計	31,626,511	12,393,759
純資産の部		
元本等		
元本	898,796,486	779,576,876
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,272,078	3,409,995
（分配準備積立金）	90,948,043	99,509,074
元本等合計	902,068,564	782,986,871
純資産合計	902,068,564	782,986,871
負債純資産合計	933,695,075	795,380,630

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2023 年 7 月 11 日 至 2024 年 7 月 10 日	当期 自 2024 年 7 月 11 日 至 2025 年 7 月 10 日
営業収益		
受取利息	232	17,567
有価証券売買等損益	196,706,847	△18,697,550
為替差損益	△173,998,258	29,452,893
その他収益	96	-
営業収益合計	22,708,917	10,772,910
営業費用		
支払利息	7,443	-
受託者報酬	541,487	461,982
委託者報酬	10,829,449	9,239,465
その他費用	814,380	694,046
営業費用合計	12,192,759	10,395,493
営業利益又は営業損失（△）	10,516,158	377,417
経常利益又は経常損失（△）	10,516,158	377,417
当期純利益又は当期純損失（△）	10,516,158	377,417
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,636,653	△62,180
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△6,751,764	3,272,078
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,815,138	109,638
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,815,138	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	109,638
剰余金減少額又は欠損金増加額	670,801	411,318
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	411,318
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	670,801	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,272,078	3,409,995

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		前期 2024 年 7 月 10 日現在	当期 2025 年 7 月 10 日現在
1.	計算期間末日における受益権の総数	898,796,486 口	779,576,876 口
2.	計算期間末日における 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1.0036 円 (10,036 円)	1.0044 円 (10,044 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2023 年 7 月 11 日 至 2024 年 7 月 10 日		当期 自 2024 年 7 月 11 日 至 2025 年 7 月 10 日	
1. 分配金の計算過程		1. 分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	26,854,425 円	A 費用控除後の配当等収益額	23,594,134 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円
C 収益調整金額	214,537,370 円	C 収益調整金額	189,275,063 円
D 分配準備積立金額	64,093,618 円	D 分配準備積立金額	75,914,940 円
E 当ファンドの分配対象収益額	305,485,413 円	E 当ファンドの分配対象収益額	288,784,137 円
F 10,000 口当たり収益分配対象額	3,398 円	F 10,000 口当たり収益分配対象額	3,704 円
G 10,000 口当たり分配金額	0 円	G 10,000 口当たり分配金額	0 円
H 収益分配金金額	0 円	H 収益分配金金額	0 円
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるファンドの純資産総額に年率 0.30%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じた合計した金額		2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左	
3. その他費用 その他費用は、監査費用 200,049 円、目論見書印刷費用 295,232 円、ほふり費用 17,896 円、運用報告書印刷費用 295,232 円およびその他 5,971 円です。		3. その他費用 その他費用は、監査費用 172,262 円、目論見書印刷費用 251,871 円、ほふり費用 14,255 円、運用報告書印刷費用 249,718 円およびその他 5,940 円です。	

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023 年 7 月 11 日 至 2024 年 7 月 10 日	当期 自 2024 年 7 月 11 日 至 2025 年 7 月 10 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、親投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、為替予約取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等、債券先物取引、為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 なお、為替予約取引は、信託財産に属する有価証券、ならびに外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024 年 7 月 10 日現在	当期 2025 年 7 月 10 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 売買目的有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	前期 2024 年 7 月 10 日現在	当期 2025 年 7 月 10 日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	158, 110, 994	△10, 651, 287
合計	158, 110, 994	△10, 651, 287

(デリバティブ取引等に関する注記)
取引の時価等に関する事項
通貨関連

前期（2024 年 7 月 10 日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち 1 年超（円）		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	58, 515, 800	—	59, 080, 379	564, 579
	カナダ・ドル	6, 019, 960	—	6, 101, 716	81, 756
	ユーロ	18, 719, 530	—	19, 061, 097	341, 567
	イギリス・ポンド	3, 008, 915	—	3, 064, 369	55, 454
	売建				
	米ドル	662, 405, 809	—	678, 625, 975	△16, 220, 166
	カナダ・ドル	49, 669, 338	—	51, 160, 545	△1, 491, 207
	ユーロ	213, 039, 715	—	219, 549, 180	△6, 509, 465
	イギリス・ポンド	47, 783, 552	—	49, 234, 203	△1, 450, 651

合計	1, 059, 162, 619	—	1, 085, 877, 464	△24, 628, 133
----	------------------	---	------------------	---------------

当期（2025 年 7 月 10 日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち 1 年超（円）		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	30, 547, 871	—	30, 717, 189	169, 318
	カナダ・ドル	2, 865, 534	—	2, 876, 515	10, 981
	ユーロ	9, 965, 424	—	10, 094, 079	128, 655
	イギリス・ポンド	3, 168, 129	—	3, 170, 192	2, 063
	売建				
	米ドル	547, 735, 718	—	545, 630, 466	2, 105, 252
	カナダ・ドル	40, 530, 589	—	40, 590, 825	△60, 236
	ユーロ	188, 314, 831	—	191, 445, 345	△3, 130, 514
	イギリス・ポンド	39, 425, 848	—	39, 825, 537	△399, 689
合計		862, 553, 944	—	864, 350, 148	△1, 174, 170

（注 1）時価の算定方法

為替予約の時価

- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - ①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
 - ②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。
 - イ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後 2 つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ロ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（注 2）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておられません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期	当期
	自 2023 年 7 月 11 日 至 2024 年 7 月 10 日	自 2024 年 7 月 11 日 至 2025 年 7 月 10 日
元本の推移		
期首元本額	1, 007, 941, 404 円	898, 796, 486 円
期中追加設定元本額	134, 323, 269 円	33, 690, 150 円
期中一部解約元本額	243, 468, 187 円	152, 909, 760 円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	U B S 公益・金融社債マザーファンド	290,225,758	775,802,473	
合計		290,225,758	775,802,473	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

(参考)

当ファンドは「UBS 公益・金融社債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。
なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「UBS 公益・金融社債マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

UBS 公益・金融社債マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2024 年 7 月 10 日現在	2025 年 7 月 10 日現在
資産の部		
流動資産		
預金	134,398,347	193,601,419
コール・ローン	60,547,983	91,651,083
国債証券	717,003,074	605,500,942
社債券	17,093,422,404	14,580,016,431
派生商品評価勘定	19,217	333,396
未収入金	17,344,146	52,573,603
未収利息	227,361,978	196,255,647
前払金	397,722	-
前払費用	974,858	6,271,172
差入委託証拠金	824,909	-
流動資産合計	18,252,294,638	15,726,203,693
資産合計	18,252,294,638	15,726,203,693
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	159,199	-
未払金	17,418,988	-
未払解約金	68,000,000	97,000,000
流動負債合計	85,578,187	97,000,000
負債合計	85,578,187	97,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	6,642,613,865	5,846,883,223
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	11,524,102,586	9,782,320,470
元本等合計	18,166,716,451	15,629,203,693
純資産合計	18,166,716,451	15,629,203,693
負債純資産合計	18,252,294,638	15,726,203,693

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1) 債券先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、開示対象ファンドの期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における開示対象ファンドの期末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における開示対象ファンドの期末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2) 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		2024 年 7 月 10 日現在	2025 年 7 月 10 日現在
1.	開示対象ファンドの期末日における受益権の総数	6, 642, 613, 865 口	5, 846, 883, 223 口
2.	開示対象ファンドの期末日における 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	2. 7349 円 (27, 349 円)	2. 6731 円 (26, 731 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023 年 7 月 11 日 至 2024 年 7 月 10 日	自 2024 年 7 月 11 日 至 2025 年 7 月 10 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託として、公社債等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、公社債等、債券先物取引、為替予約取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、金利変動リ	同左

	スク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 なお、為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。 また、債券先物取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024 年 7 月 10 日現在	2025 年 7 月 10 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 売買目的有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024 年 7 月 10 日現在	2025 年 7 月 10 日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	28,783,163	1,054,510
社債券	610,956,483	157,469,849
合計	639,739,646	158,524,359

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(2024 年 7 月 10 日現在)

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち 1 年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	48,310,800	—	48,457,770	△146,970
合計		48,310,800	—	48,457,770	△146,970

(2025 年 7 月 10 日現在)

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち 1 年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	79,105,140	—	78,771,744	333,396
合計		79,105,140	—	78,771,744	333,396

(注 1) 時価の算定方法

為替予約の時価

- 開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - ①開示対象ファンドの期末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
 - ②開示対象ファンドの期末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。
 - イ)開示対象ファンドの期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後 2 つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ロ)開示対象ファンドの期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
2. 開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの期末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注 2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

債券関連

(2024 年 7 月 10 日現在)

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち 1 年超 (円)		
市場取引	債券先物取引				
	売建	43,122,948	—	43,115,960	6,988
合計		43,122,948	—	43,115,960	6,988

(注 1)

1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として開示対象ファンドの期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を考慮しておりません。

(注 2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されております。

(2025 年 7 月 10 日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	自 2023 年 7 月 11 日 至 2024 年 7 月 10 日	自 2024 年 7 月 11 日 至 2025 年 7 月 10 日
1. 元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	8,376,605,087 円	6,642,613,865 円
期中追加設定元本額	325,547,768 円	632,846,746 円
期中一部解約元本額	2,059,538,990 円	1,428,577,388 円
2. 開示対象ファンドの期末日における元本の内訳		
U B S 公益・金融社債ファンド（為替ヘッジあり）	2,841,273,746 円	2,393,939,128 円
U B S 公益・金融社債ファンド（為替ヘッジなし）	3,083,260,862 円	2,728,113,060 円
U B S 公益・金融社債ファンド（年 1 回決算型・為替ヘッジあり）	335,478,454 円	290,225,758 円
U B S 公益・金融社債ファンド（年 1 回決算型・為替ヘッジなし）	382,600,803 円	434,605,277 円
合計	6,642,613,865 円	5,846,883,223 円

附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B 3.875%	3,000,000.0000	2,931,445.31	
		US TREASURY N/B 4.125%	500,000.0000	440,898.43	
		US TREASURY N/B 4.625%	760,000.0000	778,050.00	
	小計		4,260,000.0000	4,150,393.74 (605,500,942)	
国債証券合計				605,500,942 (605,500,942)	
社債券	米ドル	AEGON FUNDING 5.5%	550,000.0000	555,786.55	
		AEP TEXAS 5.4%	290,000.0000	293,368.23	
		AEP TRANSMISSION 3.75%	500,000.0000	375,001.29	
		AERCAP IRELAND 3%	200,000.0000	190,428.48	
		AERCAP IRELAND 6.45%	399,000.0000	411,101.49	
		AKER BP ASA 3.1%	200,000.0000	177,775.95	
		AKER BP ASA 4%	600,000.0000	567,751.80	
		AKER BP ASA 5.6%	170,000.0000	174,434.79	
		AON CORP/AON GLO 5.35%	200,000.0000	204,683.22	
		APA INFRA 5.75%	180,000.0000	172,332.41	
		ARES CAPITAL COR 7%	200,000.0000	206,093.13	
		AT&T INC 1.65%	200,000.0000	187,374.97	
		AT&T INC 3.55%	840,000.0000	561,701.93	
		AT&T INC 4.35%	1,300,000.0000	1,297,146.14	
		AT&T INC 4.75%	980,000.0000	853,387.00	
		AT&T INC 5.4%	325,000.0000	332,304.95	
		BALTIMORE GAS 3.5%	1,000,000.0000	728,520.98	
		BANK OF AMER CRP /VAR	400,000.0000	402,719.43	
		BANK OF AMER CRP /VAR	500,000.0000	507,026.96	
		BANK OF AMER CRP 3.875%	400,000.0000	399,841.08	
		BERKSHIRE HATHAW 5.15%	300,000.0000	279,911.06	
		BP CAPITAL PLC /VAR /PER	565,000.0000	559,977.99	

		BURLINGTON NORTH 5.4%	700,000.0000	692,292.91	
		CAMERON LNG 3.302%	505,000.0000	430,236.39	
		CANADIAN PACIFIC 3.1%	600,000.0000	389,107.82	
		CAPITAL ONE FINL /VAR	320,000.0000	334,551.11	
		CENTERPOINT HOUS 4.95%	550,000.0000	547,975.24	
		CITIGROUP INC /VAR	420,000.0000	365,526.25	
		CITIGROUP INC 4.65%	320,000.0000	274,416.79	
		COLUMBIA PIPE OC 6.036%	325,000.0000	340,320.20	
		COMCAST CORP 2.937%	1,500,000.0000	871,367.96	
		COMCAST CORP 3.95%	800,000.0000	798,450.08	
		COMCAST CORP 4.15%	500,000.0000	497,828.86	
		CON EDISON CO 5.5%	350,000.0000	362,430.05	
		CON EDISON CO 5.9%	180,000.0000	182,373.44	
		CONOCOPHIL CO 4.025%	200,000.0000	143,227.31	
		CONSTL ENRGY GEN 5.75%	195,000.0000	189,829.15	
		CONSTL ENRGY GEN 6.5%	190,000.0000	202,720.42	
		CONSUMERS ENERGY 3.25%	500,000.0000	362,037.06	
		DISCOVERY COMMUN 3.95%	500,000.0000	458,325.00	
		DUKE ENERGY CAR 4%	1,000,000.0000	820,309.52	
		DUKE ENERGY FLA 3.4%	700,000.0000	496,586.44	
		DUKE ENERGY OHIO 5.25%	125,000.0000	127,441.94	
		DUKE ENERGY PROG 5.25%	275,000.0000	281,977.80	
		ENEL FIN INTL NV 7.5%	600,000.0000	682,632.95	
		ENERGY TRANSFER 6.05%	400,000.0000	397,613.24	
		ENERGY TRANSFER 6%	200,000.0000	189,656.19	
		ENTERPRISE PRODU 4.85%	700,000.0000	633,533.29	
		EQT CORP 3.125%	450,000.0000	443,340.84	
		EQT CORP 3.9%	336,000.0000	330,875.22	
		ERAC USA FINANCE 5.625%	830,000.0000	821,035.72	
		EVERSOURCE ENERG 1.65%	1,000,000.0000	863,958.45	
		EXELON CO 5.15%	630,000.0000	644,128.76	
		FIFTH THIRD BANC /VAR	150,000.0000	157,618.23	
		FLORIDA PWR & LT 3.8%	1,170,000.0000	944,697.61	
		FLOWSERVE CORP 3.5%	450,000.0000	420,000.91	
		FRANCE TELECOM 5.375%	400,000.0000	386,891.00	
		FWD GROUP HOLDI 7.784%	200,000.0000	228,374.00	

		GOLDMAN SACHS GP /VAR	500,000.0000	492,724.28	
		GOLDMAN SACHS GP /VAR	745,000.0000	733,158.10	
		GREENSAIF PIPELI 5.8528%	295,000.0000	298,637.35	
		HARBOUR ENERGY 6.327%	260,000.0000	257,900.37	
		HARTFORD INSUR 4.4%	350,000.0000	290,887.02	
		HPHT FINANCE 25 5%	430,000.0000	431,148.10	
		INTESA SANPAOLO 7.2%	300,000.0000	336,244.35	
		INTESA SANPAOLO 7.8%	500,000.0000	581,748.13	
		JPMORGAN CHASE /VAR	720,000.0000	736,952.73	
		JPMORGAN CHASE /VAR	670,000.0000	622,337.83	
		JPMORGAN CHASE /VAR	450,000.0000	444,090.65	
		JPMORGAN CHASE /VAR	245,000.0000	252,167.71	
		KINDER MORGAN 5.15%	80,000.0000	81,448.29	
		KINDER MORGAN 5.3%	300,000.0000	299,244.82	
		KINDER MORGAN EN 5.8%	500,000.0000	513,073.18	
		KT CORP 4%	200,000.0000	199,870.00	
		LIBERTY MUTUAL 4.569%	200,000.0000	199,602.09	
		LLOYDS BK GR PLC 4.375%	200,000.0000	199,197.28	
		MARSH & MCLENNAN 5.45%	180,000.0000	172,514.92	
		META PLATFORMS 4.75%	900,000.0000	897,144.17	
		MIDAMERICAN ENER 6.125%	400,000.0000	426,003.80	
		MIRVAC GROUP FIN 3.625%	600,000.0000	589,308.21	
		MITSUB UFJ FIN /VAR	660,000.0000	675,029.18	
		MONONGAHELA PWR 5.4%	700,000.0000	677,269.56	
		MONONGAHELA PWR 5.85%	135,000.0000	139,522.12	
		MORGAN STANLEY /VAR	295,000.0000	299,540.50	
		MORGAN STANLEY /VAR	410,000.0000	353,709.15	
		MORGAN STANLEY /VAR	345,000.0000	354,543.99	
		MORGAN STANLEY 6.375%	200,000.0000	218,062.66	
		MPLX LP 4.25%	500,000.0000	496,553.58	
		MPLX LP 5.2%	510,000.0000	440,844.11	
		MPLX LP 5.5%	150,000.0000	149,867.86	
		MTR CORP CI LTD/VAR /PER	210,000.0000	210,777.00	
		MTR CORP LTD 5.25%	425,000.0000	413,792.75	
		NATL RURAL UTIL 3.7%	800,000.0000	781,267.79	
		NATWEST GROUP /VAR	335,000.0000	337,944.74	

		NISOURCE INC 5.25%	320,000.0000	327,036.27	
		NISOURCE INC 5.4%	450,000.0000	458,456.12	
		NISOURCE INC 5.85%	210,000.0000	206,682.74	
		NORFOLK SOUTHERN 3%	300,000.0000	269,844.50	
		NTT FINANCE 2.065%	600,000.0000	517,407.14	
		ONCOR ELECTRIC D 3.7%	620,000.0000	607,441.18	
		ONCOR ELECTRIC D 3.8%	520,000.0000	381,554.45	
		ONEOK INC 5.55%	95,000.0000	96,125.95	
		ONEOK INC 6.625%	260,000.0000	267,801.69	
		PACIFIC GAS&ELEC 2.5%	720,000.0000	623,681.09	
		PACIFIC GAS&ELEC 6.75%	330,000.0000	330,661.23	
		PACIFICORP 6%	260,000.0000	266,296.47	
		PENSKE TRUCK LE 6.05%	400,000.0000	415,938.36	
		PHILLIPS 66 4.65%	350,000.0000	334,222.32	
		PHILLIPS 66 4.68%	500,000.0000	416,170.95	
		PLAINS ALL AMER 5.95%	1,710,000.0000	1,750,860.73	
		PRU FUNDING ASIA /VAR	505,000.0000	473,094.10	
		PUBLIC SERVICE 6.125%	400,000.0000	424,564.40	
		RELIANCE INDUSTR 3.625%	250,000.0000	171,557.50	
		ROYAL BK CANADA 5.2%	400,000.0000	403,422.04	
		RWE FINANCE US 5.875%	240,000.0000	247,621.57	
		SANTANDER UK GRP /VAR	400,000.0000	416,110.50	
		SANTOS FINANCE 3.649%	200,000.0000	184,670.68	
		SANTOS FINANCE 6.875%	180,000.0000	195,360.30	
		SEMPRA 6%	850,000.0000	852,453.73	
		SGSP AUSTRALIA 3.25%	200,000.0000	197,199.78	
		SHELL FINANCE US 4.375%	300,000.0000	251,626.12	
		SHELL INTL FIN 6.375%	200,000.0000	220,346.32	
		SIXTH STREET LEN 6.125%	85,000.0000	86,449.55	
		SOUTHERN CAL ED 2.85%	470,000.0000	433,906.49	
		SOUTHERN CAL ED 4.5%	500,000.0000	414,405.90	
		SOUTHERN CAL ED 4%	465,000.0000	333,906.98	
		SOUTHERN CO 3.25%	800,000.0000	791,131.59	
		SOUTHERN CO 4.4%	600,000.0000	497,842.22	
		SOUTHWESTN EL PR 6.2%	300,000.0000	307,960.29	
		SPRINT SPECTRUM 5.152%	330,000.0000	331,908.69	

		STANDARD CHART /VAR	200,000.0000	201,234.38	
		STATE STREET CRP /VAR	270,000.0000	271,367.33	
		T-MOBILE USA INC 5.75%	145,000.0000	151,207.47	
		TELEFONICA EMIS 5.52%	600,000.0000	547,493.45	
		TIME WARNER CABL 4.5%	750,000.0000	590,571.43	
		TRANSCANADA PL 4.625%	500,000.0000	475,059.83	
		TRITON CONTAINER 2.05%	300,000.0000	292,260.00	
		TRUIST FINANCIAL /VAR	90,000.0000	93,700.29	
		UNION PAC CORP 3.35%	600,000.0000	429,612.22	
		UNITED PARCEL 5.05%	200,000.0000	179,822.58	
		US BANCORP /VAR	250,000.0000	258,893.44	
		US BANCORP /VAR	340,000.0000	354,925.24	
		VERIZON COMM INC 2.55%	1,313,000.0000	1,173,479.44	
		VERIZON COMM INC 5.05%	605,000.0000	610,600.24	
		VIRGINIA EL&PWR 3.8%	900,000.0000	891,498.08	
		VIRGINIA EL&PWR 4%	500,000.0000	385,859.61	
		WALT DISNEY CO 6.2%	800,000.0000	888,113.59	
		WARNERMEDIA HLDG 4.279%	279,000.0000	234,534.37	
		WARNERMEDIA HLDG 5.141%	120,000.0000	69,000.00	
		WARNERMEDIA HLDG 5.391%	120,000.0000	66,656.40	
		WESTERN MIDSTRM 6.15%	500,000.0000	520,244.13	
		WILLIS NORTH AME 5.9%	570,000.0000	563,917.94	
		XCEL ENERGY INC 4.8%	1,300,000.0000	1,118,402.46	
		XLIT LTD 5.25%	200,000.0000	191,090.89	
	小計		70,042,000.0000	65,421,751.10 (9,544,379,267)	
	カナダ・ドル	AT&T INC 5.1%	500,000.0000	488,710.00	
		BANK OF MONTREAL 4.709%	250,000.0000	257,782.50	
		BELL CANADA 4.75%	410,000.0000	384,563.60	
		CAN IMPERIAL BK 5.5%	300,000.0000	315,252.00	
		CANADIAN NATL RR 4.4%	300,000.0000	307,878.00	
		CANADIAN PACIFIC 2.54%	650,000.0000	640,256.50	
		ENBRIDGE INC 5.76%	300,000.0000	320,127.00	
		HEATHROW FNDG 3.726%	500,000.0000	476,295.00	
		HYDRO ONE INC 4.46%	400,000.0000	381,564.00	
		MET LIFE GLOB 3.394%	400,000.0000	397,224.00	

		NATL GRID ELECT 5.221%	500,000.0000	523,945.00	
		NEW YORK LIFE GL 2%	300,000.0000	290,457.00	
		ROGERS COMMUNIC 6.56%	200,000.0000	226,888.00	
		ROYAL BK CANADA 5.341%	400,000.0000	408,872.00	
		TELUS CORP 4.85%	450,000.0000	427,455.00	
		TRANSCANADA PL 2.97%	400,000.0000	381,136.00	
		TRANSURBAN FIN 4.555%	450,000.0000	458,293.50	
		VERIZON COMM INC 4.05%	300,000.0000	250,824.00	
	小計		7,010,000.0000	6,937,523.10 (740,025,589)	
	ユーロ	ABANCA CORP /VAR	200,000.0000	219,440.31	
		AEROPORTI ROMA 3.625%	275,000.0000	275,061.60	
		AROUNDTOWN SA 3.5%	300,000.0000	296,128.69	
		ATHORA HOLDING L 6.625%	185,000.0000	201,315.15	
		BANCO SABADELL /VAR	200,000.0000	212,789.90	
		BANK OF IRELAND /VAR	185,000.0000	187,029.01	
		BANKINTER SA /VAR	100,000.0000	105,365.83	
		BARCLAYS PLC /VAR	255,000.0000	272,760.06	
		BARCLAYS PLC /VAR	400,000.0000	403,869.87	
		BARCLAYS PLC /VAR	195,000.0000	205,272.19	
		BG ENERGY CAP 2.25%	200,000.0000	195,431.11	
		BP CAP MKY BV 3.36%	200,000.0000	202,071.70	
		BP CAPITAL PLC /VAR /PER	500,000.0000	498,099.00	
		BP CAPITAL PLC /VAR /PER	650,000.0000	650,942.50	
		BPCE /VAR	200,000.0000	203,935.12	
		BPCE 4.5%	200,000.0000	211,544.32	
		BUPA FINANCE 5%	200,000.0000	216,344.80	
		CADENT FIN PLC 4.25%	200,000.0000	210,903.12	
		CEZ AS 4.25%	200,000.0000	206,260.00	
		CHORUS LTD 3.625%	260,000.0000	266,551.05	
		COOPERATIEVE RAB 4%	200,000.0000	209,773.60	
		CTP NV 3.625%	375,000.0000	372,889.87	
		CTP NV 3.875%	200,000.0000	197,213.12	
		CTP NV 4.25%	385,000.0000	379,126.81	
		DEUTSCHE BANK AG /VAR	300,000.0000	281,886.00	
		DEUTSCHE BANK AG /VAR	300,000.0000	268,354.20	

		DEUTSCHE BOERSE 3.75%	200,000.0000	208,802.00	
		DEUTSCHE POST AG 4%	400,000.0000	405,355.60	
		DSV FINANCE BV 3.375%	190,000.0000	190,689.70	
		EDP FINANCE BV 3.875%	175,000.0000	181,885.72	
		ELEC DE FRANCE 2%	400,000.0000	246,022.33	
		ELEC DE FRANCE 4.75%	100,000.0000	101,049.45	
		ELENIA FINANCE 0.375%	205,000.0000	198,331.87	
		ELLEVIO AB 4.125%	225,000.0000	233,778.37	
		ENEL FIN INTL NV 3%	535,000.0000	533,254.71	
		ENGIE 3.875%	300,000.0000	311,937.06	
		ENI SPA /VAR /PER	380,000.0000	372,191.00	
		EUROBANK /VAR	300,000.0000	297,083.18	
		EUROGRID GMBH 4.056%	300,000.0000	304,685.83	
		FCC AQUALIA SA 2.629%	350,000.0000	350,333.34	
		GOODMAN AUST FIN 4.25%	240,000.0000	251,290.80	
		GRAND CITY PROP 4.375%	300,000.0000	311,281.20	
		GROUPE VYV 1.625%	200,000.0000	189,524.43	
		IBERCAJA /VAR	200,000.0000	206,967.77	
		INFORMA PLC 3.25%	180,000.0000	179,939.70	
		INFORMA PLC 3.375%	220,000.0000	218,997.46	
		KONINKLIJKE KPN 3.375%	300,000.0000	294,165.28	
		MANCHESTER AGF 4%	290,000.0000	294,489.20	
		NATIONWIDE BLDG /VAR	165,000.0000	169,118.40	
		NATIONWIDE BLDG /VAR	155,000.0000	161,933.71	
		NATL GAS TRANSM 4.25%	145,000.0000	151,940.88	
		NATURGY FIN IBER 3.875%	500,000.0000	501,459.16	
		P3 GROUP SARL 4.625%	345,000.0000	359,642.83	
		PROLOGIS INTL II 1.625%	200,000.0000	177,167.88	
		RAIFFEISEN BK IN /VAR	200,000.0000	200,163.80	
		REDEXIS SA 4.375%	200,000.0000	206,528.00	
		RWE A /VAR	200,000.0000	202,145.60	
		SES 2%	300,000.0000	289,274.96	
		SES 4.125%	100,000.0000	101,687.91	
		SES 4.875%	155,000.0000	158,365.93	
		SIG COMBIBLOC PU 3.75%	235,000.0000	239,423.17	
		SOUTHERN GAS NET 3.5%	190,000.0000	192,202.51	

		SVENSKA HNDLSBKN 3. 25%	100, 000. 0000	101, 039. 80	
		TAURON POLSKA SA 2. 375%	500, 000. 0000	490, 335. 00	
		TERNA RETE 1%	600, 000. 0000	571, 035. 11	
		TOTALENERGIES SE/VAR/PER	380, 000. 0000	332, 159. 52	
		TOTALENERGIES SE/VAR/PER	315, 000. 0000	317, 606. 31	
		TRANSURBAN FIN 4. 143%	130, 000. 0000	134, 970. 13	
		TRITAX EUROBOX P 0. 95%	200, 000. 0000	197, 298. 20	
		UBS GROUP /VAR	485, 000. 0000	484, 886. 02	
		VAR ENERGI ASA 3. 875%	340, 000. 0000	342, 391. 56	
		VERIZON COMM INC 2. 875%	300, 000. 0000	269, 881. 86	
		VIER GAS TRANSPOR 3. 375%	300, 000. 0000	302, 247. 55	
		VONOVIA SE 1. 625%	200, 000. 0000	111, 769. 10	
		WINTERSHALL FIN 4. 357%	625, 000. 0000	626, 118. 75	
	小計		20, 420, 000. 0000	20, 225, 208. 58 (3, 463, 162, 465)	
	イギリス・ポンド	AGEAS 4. 75%	400, 000. 0000	400, 986. 12	
		BARCLAYS PLC /VAR	300, 000. 0000	319, 562. 51	
		BRITISH LAND 5. 25%	205, 000. 0000	207, 259. 98	
		CADENT FINANCE P 2. 75%	440, 000. 0000	257, 334. 14	
		DERWENT LONDON 1. 875%	400, 000. 0000	330, 407. 20	
		DERWENT LONDON 5. 25%	140, 000. 0000	141, 052. 80	
		EASTERN POWER 5. 375%	315, 000. 0000	300, 534. 96	
		ELEC DE FRANCE 6. 125%	200, 000. 0000	205, 063. 30	
		GREAT PORT ESTAT 5. 375%	260, 000. 0000	258, 899. 55	
		NAT GRD ELCT WM 5. 75%	500, 000. 0000	514, 322. 38	
		NORTHUMBRIAN WTR 1. 625%	100, 000. 0000	96, 172. 20	
		VICINITY CNTRS T 3. 375%	440, 000. 0000	435, 861. 80	
		YORKSHIRE BLD SOC /VAR	105, 000. 0000	107, 950. 75	
	小計		3, 805, 000. 0000	3, 575, 407. 69 (709, 861, 442)	
	オーストラリア・ドル	LENDELEASE FIN 3. 7%	330, 000. 0000	286, 512. 60	
		NSW ELECTRICITY /FRN	150, 000. 0000	149, 800. 50	
		QPH FINANCE CO P 5. 302%	110, 000. 0000	110, 588. 50	
		QUBE TREASURY 5. 6%	460, 000. 0000	468, 891. 80	
		TRANSURBAN QLD 3. 25%	300, 000. 0000	267, 444. 00	
	小計		1, 350, 000. 0000	1, 283, 237. 40	

		(122, 587, 668)	
社債券合計		14, 580, 016, 431 (14, 580, 016, 431)	
合計		15, 185, 517, 373 (15, 185, 517, 373)	

(注)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きです。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 3 銘柄	6. 0%	4. 0%
	社債券 154 銘柄	94. 0%	62. 8%
カナダ・ドル	社債券 18 銘柄	100. 0%	4. 9%
ユーロ	社債券 75 銘柄	100. 0%	22. 8%
イギリス・ポンド	社債券 13 銘柄	100. 0%	4. 7%
オーストラリア・ドル	社債券 5 銘柄	100. 0%	0. 8%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2025 年 7 月 31 日現在です。

【UBS 公益・金融社債ファンド（年 1 回決算型・為替ヘッジあり）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	790,094,109円
II 負債総額	10,971,207円
III 純資産総額（I－II）	779,122,902円
IV 発行済口数	774,006,222口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0066円

（参考）

UBS 公益・金融社債マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	15,907,777,412円
II 負債総額	66,265,804円
III 純資産総額（I－II）	15,841,511,608円
IV 発行済口数	5,807,187,078口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.7279円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2025年7月末現在の委託会社の資本金の額： 2,200,000,000円

委託会社が発行する株式総数： 86,400株

発行済株式総数： 21,600株

最近5年間における資本金の額の増減： 該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

(取締役会)

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

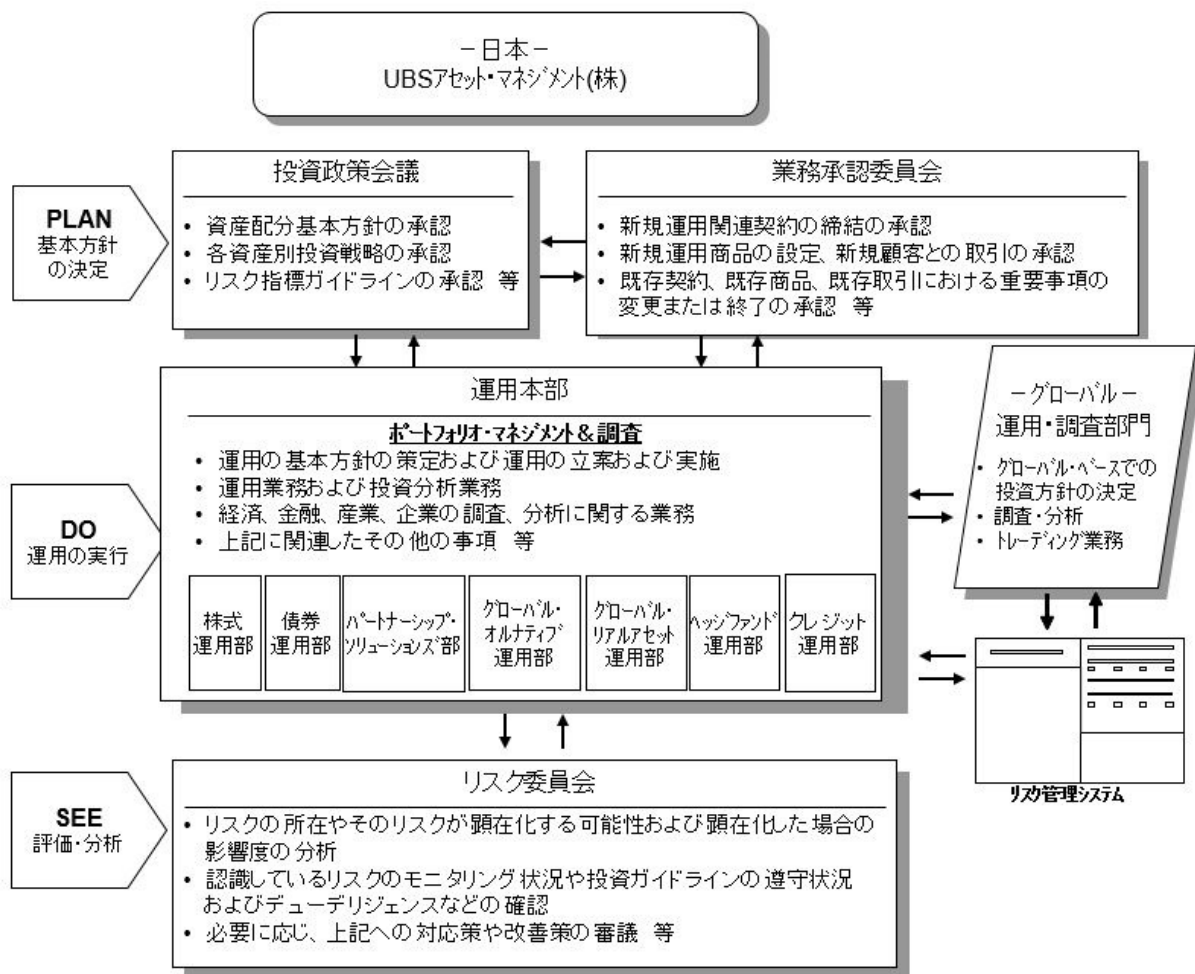
(代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

② 投資運用の意思決定機構



※2025 年 7 月末現在

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は 2025 年 7 月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	33	41,573
追加型株式投資信託	75	377,763
合計	108	419,336

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 282 条および第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度（2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

当社は、「金融商品取引法」第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間会計期間（2025 年 1 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで）の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年3月24日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川井 恵一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲葉 宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見表明の基礎となる、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月22日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川井 恵一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲葉 宏和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 中間財務諸表に対する意見表明の基礎となる、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

期別		前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)		当事業年度 (2024 年 12 月 31 日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金	*1		2,548,144		2,535,404
未収入金	*1		72,447		184,711
未収委託者報酬			593,096		579,091
未収運用受託報酬	*1		726,267		560,509
その他未収収益	*1		537,360		641,829
前払費用			17,754		18,005
その他			5,264		3,577
流動資産計			4,500,336		4,523,128
固定資産					
投資その他の資産			413,637		498,189
前払年金費用		128,037		223,189	
繰延税金資産		265,600		255,000	
ゴルフ会員権		20,000		20,000	
固定資産計			413,637		498,189
資産合計			4,913,973		5,021,318

期別		前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)		当事業年度 (2024 年 12 月 31 日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金			59,897		48,296
未払費用	*1		1,169,924		1,306,303
未払消費税等			2,538		10,467
未払法人税等			19,936		82,550
賞与引当金			569,228		645,318
その他			7,094		22,385
流動負債計			1,828,620		2,115,322
固定負債					
退職給付引当金			-		1,411
固定負債計			-		1,411
負債合計			1,828,620		2,116,733
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			3,085,353		2,904,584
利益剰余金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			885,353		704,584
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		335,353		154,584	
繰越利益剰余金		335,353		154,584	
純資産合計			3,085,353		2,904,584
負債・純資産合計			4,913,973		5,021,318

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)		当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬			4,411,454		4,005,468
運用受託報酬	*1*2		2,133,967		1,954,971
その他営業収益	*1*3		2,094,215		2,468,820
営業収益計			8,639,637		8,429,260
営業費用					
支払手数料			1,840,518		1,676,399
広告宣伝費			66,474		69,921
調査費			2,906,831		2,669,100
調査費		138,213		128,096	
委託調査費	*1	2,768,618		2,541,003	
委託計算費			200,737		201,221
営業雑経費			63,596		50,092
通信費		547		791	
印刷費		41,830		38,243	
協会費		12,131		9,909	
その他	*1	9,087		1,147	
営業費用計			5,078,159		4,666,734
一般管理費					
給料			2,235,586		2,144,147
役員報酬		203,957		161,936	
給料・手当	*1	1,520,195		1,388,310	
賞与		511,434		593,900	
交際費			6,233		6,429
旅費交通費			32,999		36,934
租税公課			48,950		44,787
不動産賃借料			257,415		243,048
退職給付費用			118,068		96,088
事務委託費	*1		271,366		818,475
諸経費			69,992		52,120
一般管理費計			3,040,611		3,442,032
営業利益			520,865		320,493
営業外収益					
受取利息		9		202	
為替差益		15,637		-	
雑収入		-		38	
営業外収益計			15,646		240
営業外費用					
支払利息	*1	-		2	
為替差損		-		17,632	
雑損失		3,550		6,933	
営業外費用計			3,550		24,569
経常利益			532,961		296,164
税引前当期純利益			532,961		296,164
法人税、住民税及び事業税			130,274		130,993
法人税等調整額			67,350		10,600
当期純利益			335,336		154,571

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他	利益剰余金 合計		
			利益剰余金 繰越 利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	368,275	918,275	3,118,275	3,118,275
当期中の変動額						
剰余金の配当			△ 368,258	△ 368,258	△ 368,258	△ 368,258
当期純利益			335,336	335,336	335,336	335,336
当期中の変動額合計			△ 32,921	△ 32,921	△ 32,921	△ 32,921
当期末残高	2,200,000	550,000	335,353	885,353	3,085,353	3,085,353

当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他	利益剰余金 合計		
			利益剰余金 繰越 利益剰余金			
当期首残高	2, 200, 000	550, 000	335, 353	885, 353	3, 085, 353	3, 085, 353
当期中の変動額						
剰余金の配当			△ 335, 340	△ 335, 340	△ 335, 340	△ 335, 340
当期純利益			154, 571	154, 571	154, 571	154, 571
当期中の変動額合計			△ 180, 768	△ 180, 768	△ 180, 768	△ 180, 768
当期末残高	2, 200, 000	550, 000	154, 584	704, 584	2, 904, 584	2, 904, 584

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
△2,488千円	△4,649千円

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

(3) 成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(4) その他営業収益

当社の関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき、月次で算定し、役務を提供した期間に収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	255,000

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当ありません

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
現金・預金	1,062,302	1,453,958
未収入金	14,609	14,939
未収運用受託報酬	31	30
その他未収収益	436	325
未払費用	78,542	95,435

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

(単位：千円)

	前事業年度 自 2023年1月1日 至 2023年12月31日	当事業年度 自 2024年1月1日 至 2024年12月31日
運用受託報酬	28	28
営業雑経費 その他	1	-
人件費	-	21
事務委託費	627,004	777,122

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

(単位：千円)

	前事業年度 自 2023年1月1日 至 2023年12月31日	当事業年度 自 2024年1月1日 至 2024年12月31日
投資助言報酬	93,454	153,494

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 3 月 29 日 臨時株主総会	普通株式	368,258	17,049	2022 年 12 月 31 日	2023 年 3 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当ありません。

当事業年度(自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 3 月 27 日 定時株主総会	普通株式	335,340	15,525	2023 年 12 月 31 日	2024 年 3 月 28 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第 30 期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	154,580	7,156	2024 年 12 月 31 日	第 30 期定時 株主総会の翌日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用・調達については短期的な預金・借入等に限定しております。
現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

2024年12月31日において、重要性の観点から開示する事項はございません。

なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2023年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金・預金	2,548,144	-
未収入金	72,447	-
未収委託者報酬	593,096	-
未収運用受託報酬	726,267	-
その他未収収益	537,360	-
合計	4,477,316	-

当事業年度 (2024年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金・預金	2,535,404	-
未収入金	184,711	-
未収委託者報酬	579,091	-
未収運用受託報酬	560,509	-
その他未収収益	641,829	-
合計	4,501,545	-

(退職給付関係)

前事業年度(自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS 証券株式会社、UBS 銀行東京支店及び UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	1,021,872
勤務費用	96,058
利息費用	8,457
数理計算上の差異の当期発生額	△29,900
退職給付の支払額	△139,913
過去勤務費用の当期発生額	—
退職給付債務の期末残高	956,572

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	1,073,684
期待運用収益	5,927
数理計算上の差異の当期発生額	16,783
事業主からの拠出額	128,129
退職給付の支払額	△139,913
年金資産の期末残高	1,084,609

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	956,572
年金資産	△1,084,609
小計	△128,037
非積立型制度の退職給付債務	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△128,037
退職給付引当金	—
前払年金費用	△128,037
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△128,037

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	96,058
利息費用	8,457
期待運用収益	△5,927
数理計算上の差異の費用処理額	△41,757
過去勤務費用の費用処理額	—
確定給付制度に係る退職給付費用	56,831

(注) 上記の他、特別退職金 35,558 千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	42%
株式	22%
その他	36%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.875%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、25,678千円でありました。

当事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS 証券株式会社、UBS 銀行東京支店及び UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。複数事業主制度であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定できることから、確定給付制度の注記に含めて記載しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	956,572
勤務費用	88,319
利息費用	8,300
数理計算上の差異の当期発生額	△30,654
退職給付の支払額	△60,315
過去勤務費用の当期発生額	—
退職給付債務の期末残高	962,221

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	1,084,609
期待運用収益	6,033
数理計算上の差異の当期発生額	39,800
事業主からの拠出額	113,873
退職給付の支払額	△60,315
年金資産の期末残高	1,184,000

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	962,221
年金資産	△1,184,000
小計	△221,778
非積立型制度の退職給付債務	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△221,778
退職給付引当金	1,411
前払年金費用	△223,189
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△221,778

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	88,319
利息費用	8,300
期待運用収益	△6,033
数理計算上の差異の費用処理額	△70,455
過去勤務費用の費用処理額	—
確定給付制度に係る退職給付費用	20,131

(注) 上記の他、特別退職金 52,599 千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	41%
株式	23%
その他	35%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.910%

長期期待運用収益率 0.58%

予定一時金選択率 100.000%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、23,358 千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 12 月 31 日)
繰延税金資産		
未払費用	24,400	21,400
減価償却超過額	78,300	77,400
資産除去債務	62,400	81,400
未払事業税	6,400	8,200
株式報酬費用	31,900	29,000
退職給付引当金	△25,600	△54,600
賞与引当金	146,200	169,900
その他	3,600	3,300
繰延税金資産小計	327,600	336,000
評価性引当額	△62,000	△81,000
繰延税金資産合計	265,600	255,000

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 12 月 31 日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.36%	9.95%
過年度法人税等	△0.18%	0.45%
評価性引当額の増減	1.88%	6.42%
均等割	0.43%	0.77%
その他	△0.02%	△0.41%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.08%	47.81%

(収益認識関係)

1. 収益を分解した情報

収益の構成は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 12 月 31 日)
委託者報酬	4,411,454	4,005,468
運用受託報酬	1,934,008	1,740,517
成功報酬（注）	199,958	214,454
その他営業収益	2,094,215	2,468,820
合計	8,639,637	8,429,260

（注） 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

前事業年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

日本	米国	その他	合計
2,092,343 千円	1,234,765 千円	901,073 千円	4,228,182 千円

当事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

日本	米国	その他	合計
1,913,478 千円	1,589,734 千円	920,579 千円	4,423,792 千円

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

前事業年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBS グループ (*1)	2,094,243 千円	投資運用

当事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBS グループ (*1)	2,473,651 千円	投資運用

(注) 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBS グループは、世界 50 ヶ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

(1) 親会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社	ユービー エス・ エイ・ジー (銀行)	スイ ス・ チュー リッヒ	3.4 億 米 国 ド ル	銀行、 証券業務	(被所有) 間接 100%	金銭の預入 れ、資金調 達、資産運 用業務及び それに関す る事務委託 等、人件費	金銭の預入れ		現金・預金	1,062,302
							増加	4,809,526		
							減少	5,463,144		
							運用受託報酬 事務委託費	28 576,242	未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	14,609 31 69,944
親 会 社	UBS Asset Management AG	スイ ス・ チュー リッヒ	43 百 万 ス イ ス フ ラ ン	資産 運用業	(被所有) 直接 100%	兼業業務 資産運用業 務及び、そ れに関する 事務委託等	事務委託費(受取)	50,761	その他未収収益 未払費用	436 8,597

(注) 1. ユービーエス・エイ・ジー(銀行)は、UBS Asset Management AG の親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親 会 社 の 子 会 社 等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・ チューリッ ヒ	50 万 スイス フラン	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関す る事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	156,861 104,160 151,739	その他未収収益 未収入金 未払費用	60,514 17,519 69,552
	UBS 証券 株式会社	東京都 千代田区 大手町	347 億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保 険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費 (受取)	317,045 257,415 35,389	未収入金 その他未収収益 未払費用	9,960 3,549 190,815
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オースト ラリア・ シドニー	29 百万 オースト ラリア ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関す る事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	38,914 138,536 22,276	その他未収収益 未払費用	17,380 28,513
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガ ポール	3.9 百万 シンガポ ールドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関す る事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	144,596 292,462 11,363	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,093 37,493 76,104
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ ロンドン	165 百万 英国 ポンド	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関す る事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	264,172 1,323,608 230,009	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,415 64,527 176,876
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ ウィルミ ントン	50 米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関す る事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	97,571 622,031 206,046	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,626 49,512 112,345
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ ウィルミ ントン	10 万 米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	372,721 5,972 96,620	未収入金 その他未収収益 未払費用	721 68,622 3,384
	UBS O' Connor LLC	米国・ ドーバー	1 百万 米国ドル	資産 運用業	なし	資産運用業務 及び兼業業務	その他営業収益 事務委託費 委託調査費	704,664 6,393 7,520	未収入金 その他未収収益 未払費用	850 119,705 1,413
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153 百万 香港 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関す る事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	66,698 180,593 32,160	未収入金 その他未収収益 未払費用	605 27,082 44,279

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

(1) 親会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社	ユービー エス. エイ. ジー (銀行)	スイ ス・ チュー リッヒ	3.4 億 米 国 ドル	銀行、 証券業務	(被所有) 間接 100%	金銭の預入 れ、資金調 達、資産運 用業務及び それに関す る事務委託 等、人件費	金銭の預入れ		現金・預金	1,453,958
							増加	5,931,641		
							減少	5,539,985		
親 会 社	UBS Asset Management AG	スイ ス・ チュー リッヒ	43 百 万 スイ ス フラン	資産 運用業	(被所有) 直接 100%	兼業業務 資産運用業 務及び、そ れに関する 事務委託等	運用受託報酬	28	未収入金	14,939
							事務委託費	722,954	未収運用受託報酬	30
							人件費	21	未払費用	85,323
親 会 社	UBS Asset Management AG	スイ ス・ チュー リッヒ	43 百 万 スイ ス フラン	資産 運用業	(被所有) 直接 100%	兼業業務 資産運用業 務及び、そ れに関する 事務委託等	事務委託費	54,167	その他未収収益	325
									未払費用	10,112

(注) 1. ユービーエス. エイ. ジー(銀行)は、UBS Asset Management AG の親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親 会 社 の 子 会 社 等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50 万 スイス フラン	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	296,988 141,970 29,953	その他未収収益 未収入金 未払費用	63,817 70,489 118,035
	UBS 証券株式会社	東京都千代田区大手町	449 億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費 (受取)	377,406 243,048 3,288	未収入金 その他未収収益 未払費用	13,096 10 187,268
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	29 百万 オーストラリア ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	37,280 130,591 38,398	その他未収収益 未払費用	16,999 23,992
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9 百万 シンガポール ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	193,080 255,845 20,121	その他未収収益 未払費用	53,615 55,753
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	172 百万 英国 ポンド	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	231,284 1,156,513 269,632	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,595 72,155 133,175
	UBS Asset Management (Americas) LLC	米国・ウィルミントン	50 米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	1,491,778 663,769 262,084	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,720 316,011 152,914
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153 百万 香港 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	32,891 110,089 19,080	その他未収収益 未払費用	20,462 40,784
	UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町	51 億円	証券業	なし	人件費の立替 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費 (受取) 人件費 (受取)	1,515 65,149	未収入金 その他未収収益 未払費用	61,200 9,437 61,577
親 会 社 の 子 会 社 等	クレディ・スイス証券株式会社	東京都千代田区大手町	39,050 百 万円	証券業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費	105,034	その他未収収益 未払費用	25,446 61,773

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。
5. UBS Asset Management (Americas) LLC は、2024 年 4 月 1 日付で UBS Hedge Fund Solutions LLC と UBS O' Connor LLC を吸収合併したため、UBS Hedge Fund Solutions LLC と UBS O' Connor LLC の各取引金額と Asset Management (Americas) LLC の取引金額を合算し記載しております。
6. UBS Asset Management Switzerland A.G. は、2024 年 8 月 30 日付で Credit Suisse Asset Management (Schweiz) A.G. を吸収合併したため、Credit Suisse Asset Management (Schweiz) A.G. と UBS Asset Management Switzerland A.G. の取引金額を合算し記載しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

直接親会社 UBS Asset management AG (非上場)

親会社の親会社 ユービーエス・エイ・ジー(銀行) (非上場)

最終的な親会社 UBS Group AG - Zurich (NYSE / SIX 上場)

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)
1 株当たり純資産額	142,840 円 42 銭	134,471 円 52 銭
1 株当たり当期純利益金額	15,524 円 82 銭	7,156 円 09 銭

なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)
当期純利益 (千円)	335,336	154,571
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	335,336	154,571
普通株式の期中平均株式数 (株)	21,600	21,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中 間 財 務 諸 表

(1) 中 間 貸 借 対 照 表

期別		当中間会計期間末 (2025 年 6 月 30 日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金			2,152,703
未収入金			75,390
未収委託者報酬			514,873
未収運用受託報酬			366,107
その他未収収益			1,118,032
その他			91
流動資産計			4,227,198
固定資産			
投資その他の資産			407,213
前払年金費用		240,613	
繰延税金資産		166,600	
固定資産計			407,213
資産合計			4,634,411

期別		当中間会計期間末 (2025 年 6 月 30 日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
預り金			34,352
未払費用			1,209,710
未払消費税等			57,115
未払法人税等			25,294
賞与引当金			337,353
有給休暇引当金			119,015
その他			9,743
	流動負債計		1,792,585
固定負債			
退職給付引当金			2,870
	固定負債計		2,870
負債合計			1,795,456
(純資産の部)			
株主資本			2,838,955
資本金			2,200,000
利益剰余金			638,955
利益準備金		550,000	
その他利益剰余金		88,955	
繰越利益剰余金		88,955	
純資産合計			2,838,955
負債・純資産合計			4,634,411

(2) 中間損益計算書

期別		当中間会計期間 自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
営業収益			
委託者報酬			1,734,265
運用受託報酬			959,615
その他営業収益			1,330,464
営業収益計			4,024,346
営業費用			
支払手数料			729,953
広告宣伝費			12,620
調査費			1,194,590
調査費		59,015	
委託調査費		1,135,574	
委託計算費			101,391
営業雑経費			34,496
通信費		313	
印刷費		23,141	
協会費		3,142	
その他		7,898	
営業費用計			2,073,052
一般管理費			
給料			1,125,977
役員報酬		348,492	
給料・手当		621,457	
賞与		40,879	
有給休暇引当金繰入		115,147	
交際費			3,743
旅費交通費			23,481
租税公課			16,351
不動産賃借料			110,337
退職給付費用			117,415
事務委託費			330,594
諸経費			24,162
一般管理費計			1,752,063
営業利益			199,230
営業外収益			
受取利息		394	
為替差益		6,402	
雑収入		13	
営業外収益計			6,810
営業外費用			
雑損失		13,867	
営業外費用計			13,867
経常利益			192,173
税引前中間純利益			192,173
法人税、住民税及び事業税			14,822
法人税等調整額			88,400
中間純利益			88,950

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他	利益剰余金 合計		
			利益剰余金 繰越 利益剰余金			
当期首残高	2, 200, 000	550, 000	154, 584	704, 584	2, 904, 584	2, 904, 584
当中間期変動額						
剰余金の配当			△ 154, 580	△ 154, 580	△ 154, 580	△ 154, 580
中間純利益			88, 950	88, 950	88, 950	88, 950
当中間期変動額合計			△ 65, 629	△ 65, 629	△ 65, 629	△ 65, 629
当中間期末残高	2, 200, 000	550, 000	88, 955	638, 955	2, 838, 955	2, 838, 955

[注 記 事 項]

（重要な会計方針）

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に全額損益処理しております。

(3) 有給休暇引当金

有給休暇引当金は、当中間会計期間末までに付与された従業員の有給休暇の未使用分のうち、使用されると見込まれる分を引当計上しております。

2. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

(3) 成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 31 期 中間会計期間
 自 2025 年 1 月 1 日
 至 2025 年 6 月 30 日

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当会計期間期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	21,600	—	—	21,600

2. 配当に関する事項
 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年 3 月 27 日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	154,580	7,156	2024 年 12 月 31 日	2025 年 3 月 28 日

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 6 月 30 日において、重要性の観点から開示する事項はございません。

なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(収益認識関係)

第 31 期 中間会計期間

自 2025 年 1 月 1 日

至 2025 年 6 月 30 日

1. 収益を分解した情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

委託者報酬	1,734,265 千円
運用受託報酬	704,578 千円
成功報酬（注）	255,036 千円
その他営業収益	1,330,464 千円
合計	4,024,346 千円

（注） 成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 2. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報)

第 31 期 中間会計期間

自 2025 年 1 月 1 日

至 2025 年 6 月 30 日

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

日本	米国	その他	合計
941,400 千円	897,696 千円	450,983 千円	2,290,080 千円

（注） 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

委託者報酬 1,734,265 千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

相手先	営業収益	関連するセグメント名
UBS グループ（*1）	1,330,478 千円	投資運用

（注） 委託者報酬 1,734,265 千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1） UBS グループは、世界 50 ヶ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

(1 株当たり情報)

第 31 期 中間会計期間	
自 2025 年 1 月 1 日	
至 2025 年 6 月 30 日	
1 株当たり純資産額	131,433 円 12 銭
1 株当たり中間純利益金額	4,118 円 07 銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載して おりません。	
1 株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	88,950 千円
普通株式に係る中間純利益	88,950 千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	21,600 株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託
U B S 公益・金融社債ファンド
(年 1 回決算型・為替ヘッジあり)

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
U B S 公益・金融社債ファンド（年 1 回決算型・為替ヘッジあり）

ー運用の基本方針ー

信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

U B S 公益・金融社債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

（2）投資態度

- ① マザーファンドへの投資を通じて、主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行います。ただし、マザーファンドは、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
- ② マザーファンドを通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付け機関より BBB-/Baa3 以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。
- ③ 実質外貨建資産については、原則として対円でヘッジすることにより為替変動リスクの低減を図ります。
- ④ 信託財産のリスク軽減、流動性確保のため、先物取引、オプション、スワップ等のデリバティブ取引を行うことがあります。
- ⑤ マザーファンドの組入れについては、高位を維持することを基本とします。
- ⑥ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

- ① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とし、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券等に限るものとします。
- ② 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑤ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）の利用は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑥ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎年 7 月 10 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）と売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
UBS 公益・金融社債ファンド（年 1 回決算型・為替ヘッジあり）

約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 17 条および第 26 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

- 第2条 委託者は、金 100 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 委託者は受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

- 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 46 条第 1 項、第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項および第 50 条第 2 項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

- 第5条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

- 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

- 第7条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 100 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

- 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

- 第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以

下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

- 第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

- 第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1円単位または1口単位を最低単位とし、委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額(その減免も含みます。)は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。
- ⑤ 第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日(以下「海外市場の休業日」といいます。)と同日の場合には、受益権の取得申込の受付けは行いません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

1. 特定資産
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、主として UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である UBS 公益・金融社債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券等
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. コマーシャル・ペーパー

9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 11. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 13. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 18. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券および第9号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券および第9号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券。以下同じ。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
 - ⑦ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との

間で、第 15 条、第 16 条第 1 項および同条第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条から第 23 条、第 25 条、第 28 条、第 32 条から第 34 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 15 条、第 16 条第 1 項および同条第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条から第 23 条、第 25 条、第 28 条、第 32 条から第 34 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとし、

（同一銘柄の株式への投資制限）

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資を指図しません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（先物取引等の運用指図）

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第22条 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ニおよび第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものをいいます。）等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものにつ

いてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図)

第23条 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑥ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑦ 本条において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第25条の2 デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第29条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をする

こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金の手当て（一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払い資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払い資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第37条 この信託の計算期間は、原則として毎年7月11日から翌年7月10日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成26年7月10日までとします。

- ② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬等)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ③ 第 1 項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用等（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- 1. 受益権の管理事務に関連する費用
- 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
- 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- 6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

- ④ 委託者は、前 2 項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

- ⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。

- ⑥ 第 2 項および第 3 項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、係る諸費用の額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る費用は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 105 の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

- 1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。以下同じ）との合計額から、諸経費、監査報酬等、諸費用等、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用等、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 前項におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第42条 受託者は、収益分配金については第 43 条第 1 項に規定する支払開始日および第 43 条第 2 項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 43 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 45 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 43 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 45 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の

信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1円または1口を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第46条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うこ

とが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 51 条第 2 項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い)

第49条 委託者は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 51 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第52条 この信託は、受益者が第 45 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 46 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第 53 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第55条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 25 年 11 月 15 日

委託者 UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

